○中央選挙管理会告示第二十四号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十四年中央選挙管理会告示第五号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月三日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十四年十一月十六日	新党きづな	代表者の氏名	上野　一雄	内山　晃

○中央選挙管理会告示第二十五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第八項の規定に基づき同法第八十六条の二第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の六第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月三日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十四年十一月十六日	新党きづな	きづな	東京都板橋区徳丸五―三―五―二〇七	上野　一雄

○中央選挙管理会告示第二十六号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙に係る政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第九項の規定に基づき次のとおり撤回の届出があったので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月三日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十四年十一月二十七日	新党大地・真民主	新党大地	東京都千代田区永田町二―九―六十全ビル二〇六号室	鈴木　宗男

○法務省告示第五百号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十四年十二月三日

法務大臣　滝　実

那覇地方法務局所属　松原　敏夫

○厚生労働省告示第五百七十九号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の七第一項第二号の規定に基づき、インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具を次のように定め、平成二十五年一月一日から適用する。

平成二十四年十二月三日

厚生労働大臣　三井　辨雄

インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具

一　事業者は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号3の2に掲げる物又は特定化学物質障害予防規則別表第一第三号の二に掲げる物を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次の表の上欄に掲げる単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。）についての空気中のインジウム化合物の濃度に係る特定化学物質障害予防規則第三十六条第一項又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第五項の規定による測定の結果から得られた値の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用させなければならない。

区分	呼吸用保護具
○・三㎍／㎥以上三㎍／㎥未満	半面形の面体を有する取替え式防じんマスク（粒子捕集効率が九九・九％以上のものに限る。）
三㎍／㎥以上五㎍／㎥未満	フード形又はフェイスシールド形の電動ファン付き呼吸用保護具（粒子捕集効率が九九・九七％以上のものに限る。）
七・五㎍／㎥以上一五㎍／㎥未満	全面形の面体を有する取替え式防じんマスク（粒子捕集効率が九九・九％以上のものに限る。）
一五㎍／㎥以上三〇㎍／㎥未満	全面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具（粒子捕集効率が九九・九七％以上のものに限る。）又は全面形の面体を有する一定流量形のエアラインマスク
三〇㎍／㎥以上一〇〇㎍／㎥未満	全面形の面体を有するプレッシャデマンド形のエアラインマスク
三〇〇㎍／㎥以上	全面形の面体を有するプレッシャデマンド形の空気呼吸器又は全面形の面体を有する圧縮酸素形で、かつ、陽圧形の酸素呼吸器

二　前号の値は、次のイ又はロに掲げる場合に応じて、それぞれ当該イ又はロに掲げるものとする。

イ　A測定（作業環境測定基準第十条第四項において準用する作業環境測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定をいう。以下同じ。）のみを行った場合　空気中のインジウムの濃度の第一評価値（作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）第二条第一項の第一評価値をいう。以下同じ。）

ロ　A測定及びB測定（作業環境測定基準第十条第四項において準用する作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定をいう。以下同じ。）を行った場合　空気中のインジウムの濃度の第一評価値又はB測定の測定値（二以上の測定点においてB測定を実施した場合には、そのうちの最大値）のうちいずれか大きい値

三　第一号の表の粒子捕集効率のうち、防じんマスクに係るものについては、防じんマスクの規格（昭和六十三年労働省告示第十九号）第六条に規定する試験方法により、電動ファン付き呼吸用保護具に係るものについては、日本工業規格T八一五七に規定する試験方法により測定しなければならない。

○農林水産省告示第二千四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町新開七五九八の一、七五九八の二、七五九九の一から七五九九の四まで、七六〇〇、七六〇一の一から七六〇一の九まで、七六〇二の一から七六〇二の一まで、七六〇三の一から七六〇五まで、七六〇四の四から七六〇四の八まで、七六〇六の一、七六〇六の三、七六〇七の一、七六〇七の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新開七五九八の一・七六〇三の一・七六〇四の四・七六〇七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）